

令和4年度 Smile 助成金等検索表

●助成金を活用するために

| 内 容 | ページ |
|---|-----|
| 労働関係法令Q&A | 1 |
| 求人申込から採用までの流れ | 5 |
| 労働条件通知書(様式) | 6 |
| 労働者名簿(様式) | 12 |
| 賃金台帳(様式) | 13 |
| 障害者雇用の促進のために | 14 |
| 70歳までの「高齢者雇用確保措置」が新設されました。 | 15 |
| 共通支給要件 (※下記の表の中で「ページ」欄が青色のものが該当する要件です。) | 16 |
| 生産性要件について | 20 |
| 雇用関係助成金に関するQ&A | 22 |
| 不正受給について | 23 |
| 代理人による申請について | 24 |
| 郵送による申請について | 26 |

●助成金・奨励金制度

| 分野 | 項目 | 内容(対象者・概要など) | 助成金等名称 | ページ | |
|---|---|---|-----------------------------------|---------------------------------------|----|
| 雇用維持 | 従業員の雇用維持 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ休業、教育訓練、出向により雇用の維持を図る | 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) | 27 | |
| | | 雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対して、休業手当の一定割合を上乗せ助成し、事業主の雇用維持を支援する | 沖縄県雇用継続助成金 | 28 | |
| | | 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化する中で、在籍型出向により労働者の雇用を維持する | 産業雇用安定助成金 | 29 | |
| 新たに労働者を雇い入れる | 継続して雇用する労働者として雇入れる | 高齢者 | 60～64歳 | 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) | 30 |
| | | | 65歳以上 | 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) | 34 |
| | | 母子家庭の母(父子家庭の父)等 | | 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) | 30 |
| | | 障害者(身体・知的・精神) | | 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) | 30 |
| | | 発達障害者・難治性疾患患者 | | 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) | 36 |
| | | 正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず正規雇用に就くことが困難な者 | | 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) | 39 |
| | | 自治体からハローワークに就労支援の要請がなされた生活保護受給者等 | | 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース) | 41 |
| | | 特定求職者雇用開発助成金の対象労働者を雇入れ、対象労働者をデジタル・グリーン分野の業務に従事させる | | 特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース) | 44 |
| | 一定期間試行的に雇い入れる | 安定就業を希望し、離職または転職を繰り返す者等 | | トライアル雇用助成金(一般トライアルコース) | 47 |
| | | 障害者 | | トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース) | 50 |
| | | 短時間労働の精神障害者・発達障害者 | | トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース) | 50 |
| | | 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者 | | トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース) | 53 |
| | | 短時間労働を希望する新型コロナウイルス感染症の影響による離職者 | | トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース) | 53 |
| | | 建設業の中小事業主が若年者または女性を建設技能労働者等として雇い入れる | | トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース) | 48 |
| 雇用情勢が特に厳しい地域で事業所の設備・整備あるいは創業に伴いその地域に居住する者を雇い入れる | | | 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) | 56 | |
| | | 沖縄県内に居住する35歳未満の者 | 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) | 59 | |
| 職業訓練や職場実習を行ったうえで、雇い入れる | 障害者等の一般的に就職が困難な者を作業環境に適合させることを目的に訓練を行い、雇い入れる | | 職場適応訓練費 | 61 | |
| 正社員として雇い入れる | 過去6か月に正社員として働いていない35歳未満の者を正社員として新規雇用し、定着の取り組みを行う | | 正社員雇用拡大助成金事業 | 62 | |
| 職業能力の向上を図る | 訓練効果が高い10時間以上の訓練 | 職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)、事業分野別経営力向上推進機関が行う訓練、中小企業大学校が実施する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等 | 人材開発支援助成金(特定訓練コース ①労働生産性向上訓練) | 63 | |
| | | 採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 | 人材開発支援助成金(特定訓練コース ②若年人材育成訓練) | 63 | |
| | | 熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練 | 人材開発支援助成金(特定訓練コース ③熟練技能育成・承継訓練) | 63 | |
| | | 事前に厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練(認定実習併用職業訓練を実施し、ジョブ・カードによる職業能力の評価を実施する) | 人材開発支援助成金(特定訓練コース ④認定実習併用職業訓練) | 63 | |
| | 20時間以上の訓練 | 業務に関連した知識・技能を習得させるための訓練(Off-JT) | 人材開発支援助成金(一般訓練コース) | 63 | |
| | 有期契約労働者等に対する訓練 | パートやアルバイト等の正社員転換や処遇改善のために行う職業訓練(一般職業訓練、有期実習型訓練等) | 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース) | 63 | |
| | デジタル分野などの訓練 | IT分野未経験者を即戦力化するための訓練、高度デジタル人材を育成するための訓練、定額制訓練(サブスクリプション型)等を実施する | 人材開発支援助成金(人への投資促進コース) | 63 | |
| | 建設労働者に対する訓練 | 建設業の事業主または事業主団体が有給で建設労働者に技能実習を受講させる | 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース) | 65 | |
| | 障害者に対する訓練 | 障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する | 人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース) | 65 | |
| | 労働者等の職業能力の向上を図るための制度導入 | 次の①～③の制度導入し、実施する。①有給の教育訓練休暇制度の導入 ②有給又は無休の長期(30日以上)の教育訓練休暇制度を導入し ③教育訓練短時間制度を導入 | 人材開発支援助成金(教育訓練休暇付与コース) | 63 | |
| | 正社員へ転換する従業員の数以下の社員を県内外へ研修するためにかかる費用(交通費、宿泊費等)の一部を助成 | | 正規雇用化サポート・企業応援事業(県外・県内研修事業助成) | 66 | |
| | 労働時間の縮減や年休取得促進を目的に外部コンサル、労務管理用機器等の導入し、改善の成果を上げた場合に経費の一部助成 | | 働き方改革推進支援助成金(I 労働時間短縮・年休促進支援コース) | 67 | |